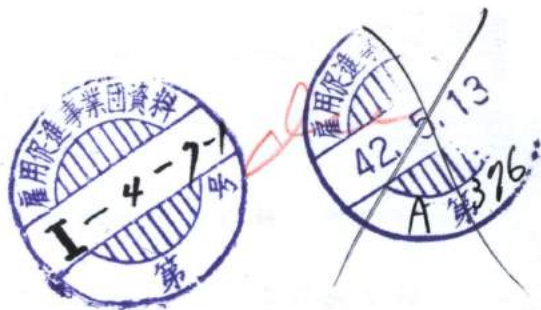


8-14
婦人労働業務参考資料第33号
1967年3月



パートタイム労働に関する資料

(第 1 部)

労働省婦人少年局婦人労働課

は し が き

この冊子は、パートタイム労働に関する内外の諸資料を整理して、簡単にまとめたものである。資料は主として当課で収集し得た範囲のものであり、なお不備な点が多々ある。

パートタイム労働については各国とも形態もまちまちであり、この報告では、ILOの報告の内容が中心となつている。使用にあつてはこの点を留意されたい。

婦人労働課

諸外国のパートタイム労働に関する資料

目 次

I	パートタイム雇用の定義	1
1.	ILO 婦人の雇用に関する専門家会議研究報告 (1956年11月)に用いられた定義	1
2.	ILO が1963年に行なつたパートタイム雇用調査 結果報告書にあらわれた各国の定義	1
3.	ILO 第48回総会報告第6(1)(1963年) に用いられている定義	2
4.	アメリカ労働省発行の資料「婦人のためのパートタイム雇用」 (1960年)に用いられている定義	3
II	パートタイム雇用の発展	4
III	パートタイム労働の現状	5
1.	雇 用	5
(1)	普及状況	5
(2)	産業別、職業別分布	6
(3)	性、年齢、家族関係	10
2.	労働条件	13
(1)	賃 金	13
(2)	労働時間	14
(3)	休 暇	15
(4)	社会保障	16
IV	パートタイム労働の問題点	16
1.	使用者のパートタイム雇用制度採用の理由	16

2. 労働者のパートタイム雇用を求める理由	18
3. パートタイム雇用に対する態度	19
(1) 使用者	20
(2) 労働組合	20
4. 社会的にみた問題点	22
V パートタイム雇用に関する決議	31
1. 1955年の第38回ILO総会で採択	31
された決議(抜粋)	31
2. 1965年の第49回ILO総会で採択された決議	31
3. 1961年3月に国連婦人の地位委員会第15回	
会議で採択された決議	32
4. 1965年3月に国連婦人の地位委員会第18回	
会議で採択された決議	33
VI 参 考 資 料	33

I パートタイム雇用の定義

パートタイム雇用の定義は各国で異なっている。ここでは、ILO関係の資料に用いられている定義を中心として各国の定義を紹介する。

① ILO婦人の雇用に関する専門家会議研究報告（1956年11月）に用いられた定義

この報告ではパートタイム雇用とは1日の一部分あるいは1週間の一部分、正規の労働時間よりも実質的に少なくする仕事として定義づけられる。

そして労使双方にとってその一部分は自発的であり、不況の時に失業のためフルタイム労働者におしつけられるいわゆる「短時間労働」はもちろんのこと、臨時や季節労働を除外する。工業的・家内労働、農業、家内工業、手工業等におけるパートタイム労働としての特別な問題はこの報告においてはあつかわれていない。加えてこの報告は主として工業的に発達している国についてのみ言及している。というのは、経済的に未発達の間ではパートタイム雇用の問題は、工業化の現在する欠乏や、はびこっている失業や潜在失業のためあらわれにくいからである。

2. ILOが1963年に行なったパートタイム雇用調査の結果報告書にあらわれた各国の定義

パートタイム雇用の定義については、世界的に認められている定義はないし、又多くの国々においても独自の確定的な定義はない。したがって各国のパートタイム雇用に関する統計・情報は異なつた定義に基づいており、互いに比較することはできない。

次に各国におけるその定義について若干述べると、カナダ、アメリカでは調査期間1週間に35時間未満の労働をしたものをパートタイムとしている。両国の多くの事業所では1週間の平常労働時間は35～40時間と

なっており、その結果統計の中で短期間雇われている者、健康上の理由で1週間通して働かなかつたものをパートタイマーとして扱っているものもある。しかし、オーストリア、ベルギー、西ドイツ等は短期間雇用者を含めていない。ニュージーランドでは、パートタイム雇用はその産業の通常の労働時間の4分の3以下の雇用としている。イギリスは、労働時間数と機械的に関連する定義をもつてると同時に、また常時週30時間より多くない勤務を伴う雇用という標準を用いている。すなわち、通常の労働時間より実質的に短いということ、統計が1調査週間だけにもとづいていないということは、短時間労働や偶然の欠勤がパートタイム雇用の統計を増大させないようにするということを意味している。

また、パートタイム雇用の定義に最少時間の制限を設けている国もある。たとえば、オーストリアにおいては、1週20時間未満の労働は臨時的労働とみなしている。

さらにフルタイム労働に加えて二義的な仕事をしている場合、西ドイツのようにパートタイム労働に含めない国と、イタリア、アメリカのように含める国とがある。

3.2 同様にオーストリア、スウェーデンのように家内労働をパートタイム労働に含めない国とそうでない国とがある。

またパートタイマーを雇用者に限定する国と、自営業者、家族従業者をも含める国がある。

以上述べてきたが、パートタイム雇用は、1日或いは1週間の平常時間よりも短い時間、自由意志で常用的に雇用される雇用形態を意味すると考えられる。

3. ILO第48回総会の報告第6(1)(1963年)に用いられている定義
パートタイム雇用という言葉の指しているものは何かという点に関して

は一般的定義はない。実際、ほとんどの国で全ての目的に合つたその概念の法的記述もないし定義もない。統計上の目的のために用いられるこの定義は国によつて非常に異なつてゐる。たとえば、いくつかの国では、これは、通常1週間中に一定時間(35、34または30時間)以下就業することとみなされている。しかしこの定義は労働統計の目的によつて変わる危険があり、また、一般の労働時間が短縮されるに従つてすたれる傾向がある。多くの国においては、この問題についての情報を集めるために、「パートタイム」という言葉に関しては融通性をもつた概念を用いている。原則として、短期就労者、工業生産のための家庭内職者、一時的欠勤者はパートタイム就労者とはみなされていない。年間を通じて一定期間中のみパートタイム就業をする者も、通常はこの概念から除外される。

全般的に見て、定義づけの問題を解決する実際方法は、この問題に関して情報を集める目的で多くの国においてなされている方法が最適であろう。すなわち、世間一般の正規の労働時間よりも短い時間数を、1日または1週間単位で就業すること、しかもこの就業は規則的、自発的(注)であることで、この定義はこの問題についてILOの行なつた研究に用いられた定義にも大体一致する。

(注) 「自発的」とは、就労する婦人が自身の意志でフルタイム雇用よりもパートタイム雇用を希望し、フルタイム雇用が得られないので、その代りとしてパートタイム雇用につくのではないという意味である。

4. アメリカ労働省発行の資料「婦人のためのパートタイム雇用」(1960年)に用いられている定義

パートタイム雇用を明らかにする特質は通常の労働時間よりも、1週の労働時間が短いことである。アメリカにおける最も一般的な労働時間は週40時間であるから、パートタイム雇用を求める婦人はたぶん、実質的

に週40時間よりも少ない労働時間と考えているだろう。しかしながら、いくつかの産業では週35時間、あるいはそれより短い時間を基準としている。それにもかかわらず週1〜34時間が全体的にみて経済用語におけるパートタイムの有用な定義を代表する。たとえそれが個別の産業区分に完全にはあてはめられないかもしれないとしても。

パートタイム労働は臨時あるいは季節労働と混同されるべきではない。ここでは「週35時間未満」という国勢調査のパートタイム雇用の定義が使われている。この定義は有用な非常に多くの統計がこの基準を使つて集められているし、標準の週あたり労働時間よりも少なく働くことを望む婦人の見地からも理由があると思われるので主に用いられている。

Ⅱ パートタイム雇用の発展

(アメリカ)

アメリカにおける女子パートタイマーについての顕著な事実はここ10年間におけるその数の急速な増加である。1950年代に女子フルタイマーの増加がたつた15%であつたとき、女子パートタイマーの増加は47%であつた。

男子パートタイマーの増加もまた1950年代の後半におこつた。しかしここでも女子の数は男子をこえた。現代の情勢から判断すると、1970年には約7,000万人の労働力人口中約1,600万人がパートタイマーであろうと推測される。

(イギリス)

戦時中女子パートタイマーは、労働者が戦争遂行に重要な他の業務に移されていた軍需工場や、より低次の産業で必要とされた。そして1944年には女子パートタイマー数は約90万人であつた。この数は1948年12月には

62万人に減つたが、近年人的資源不足のため再び増加し1954年には少なくとも100万人に達した。

また、同国では看護婦や助産婦の不足が戦後著しくなつたので1947年に保健省と労働省ではこれらの職業の女子パートタイム雇用を奨励するための国家計画をおこした。その結果、パートタイム看護婦と助産婦の数は1946年には5,000人にすぎなかつたが、1947年の末には17,600人に増加した。

Ⅲ パートタイム労働の現状

1. 雇 用

(1) 普及状況

イ パートタイム雇用の普及している国

カナダ 1961年に週35時間未満の女子パートタイマー数は354,000人であり、女子労働人口の19.1%を占めていた。

アメリカ 1964年に週35時間未満の女子パートタイマー数は、5,720,000人で、これは非農林業女子労働者の26.1%にあたる。

東ドイツ 1961年に全女子労働者の約17.5%がパートタイマーであつた。

西ドイツ 正確な統計はないが、1961年10月に行なわれたサンプル調査に基づく推定によれば、女子労働力人口の9%以上、857,000人がパートタイマーであつた。

オランダ 包括的統計はないが、部分的統計によると、全女子労働者の20～25%を占めている経済的活動既婚女子人口

の約半数がパートタイマーであつた。

スウェーデン 利用できる包括的な公式数字はないが、経済的活動女子人口の3分の1が週35時間未満の労働に就いていた。

イギリス 1963年に女子パートタイマー数は約125万人で、これは全女子労働力人口の約6分の1であつた。

ロ パートタイム雇用の普及していない国

コスタリヤ、セイロン、フィジー、インド、ベルー、ポルトガル、エルサルバドル、タイ、ウルグアイ、アルゼンチン、フランス、イタリア、オーストラリア、ベルギー、ソヴィエト等

(2) 産業別、職業別分布

ILO調査結果報告(1963年)より、各国のパートタイマーの分布状況をみると、世界の多くの経済的先進国、または発展途上にある大部分の国において、パートタイム就業者が最も多い2大部門は、清掃とこれに関連した職業、及び専門的技術的職業である。

第1の部門においては、多くの婦人が、パートタイムの条件で個人の家庭、社会、病院、官庁、企業において、清掃及びその関連職業に従事し、また、洗濯、アイロンかけ、料理、子守りといった家事労働に従事している。

(注) パートタイム雇用に関する最近のILOの調査では、オーストラリア、オーストラリア、ベルギー、カナダ、西独、インド(大都市)、オランダ、ポルトガル、エルサルバドル、アラブ連合共和国、英国、米国、及び調査を行なつた他の国々においても、この部門がパートタイム雇用の中で大きな割合を占めていることが明らかにされている。

この職業分野にパートタイム雇用が多いのは、ある場合には、商店

や会社の清掃のように仕事の性格によるのであろう。またフルタイムで働く者が不足している場合もあるし、フルタイムで働くにとしては十分な仕事がないという事実にもよる。また他の職種と比較した場合の賃金の問題となる場合もある。

先進国及び発展途上にある国において、パートタイム雇用が比較的大規模に行なわれている第2の職業部門は専門的技術的職業である。たとえば、医学や科学実験の助手、看護婦、社会奉仕家、教師、司書、医師、及び歯科医師の助手、臨床医師、栄養士などである。

パートタイム雇用は、特に看護職と教職において著しく多い。

専門的技術的職種においてパートタイム就業が多いのは、フルタイムに資格を持つ人が不足しているためである。

パートタイム雇用がある程度の規模で行なわれ、あるいは大いに普及している国においてパートタイム就業者が集中する傾向のある他の職業分野は、商業、事務職、および既に述べた個人の家事労働以外の労働である。

この分野においてパートタイム雇用が行なわれているのは、主として適当な人員が不足しているため、および仕事の繁忙度が不均等なためである。

製造業におけるパートタイム雇用は比較的少なく、ごく限られた国々において見られるのみである。製造業分野におけるパートタイム雇用は、多くは人的資源の不足と対応する傾向がある。

パートタイム雇用は農業部門においてもよく行なわれているが、現在ある資料ではこれについて正確な全般的状況をとらえることは不可能である。

(アメリカ)

1958年

非農業女子パートタイマー725万人のうち600万人以上が賃金あるいは俸給労働者であり、自営業主や賃金を支払われない家族従事者はそれぞれ50万人であつた。

非農業部門の女子パートタイマーの大部分が、金融、保険、不動産、個人サービス、教育、娯楽、医療や社会福祉等のサービス業で働いていた。サービス業で働くこれらの女子パートタイマーのうち200万人が個人的家事労働者であり、20万人以上が他の個人サービス等に雇用され、約42万5千人が学校や関係公共機関における教育サービスに、約35万人が健康サービスに、約63万7千人がその他のサービス業に働いていた。

女子パートタイマーの第2の需要の源は商業で、175万人が働いていた。商業のうちでも概して、小売業、飲食店、デパート、食料品店や他の小売業が多い。

サービス業と商業とで600万人の非農業雇用の女子パートタイマーのうち約550万人を雇っていることになる。残りのうち約42万5千人が製造業に、その残余が、行政、公益事業、林業、漁業、鉱業で働いていた。

農業部門には1958年に175万人以上の女子パートタイマーがいたが、そのうち125万人以上は賃金を支払われていない家族従業者であつた。

職業分布をみると、ごくわずかの職業に全女子パートタイム雇用の大部分が集中している。全女子パートタイマーの3分の1以上がサービス業に、4分の1以上が事務、販売に、5分の1以上が農業に、残りの大半が専門的半技術的職業に従事していた。事務的職業には133万人以上が従事しており、多くのサービス職業と同様きわめて多様な可能性を提供している。

1964年

1964年に、4つの主な職業—農業労働者及び職工長、個人的家事労働者、農場主及び農場管理者、販売労働者——で働いたことのある女子の半数がそれ以上が週35時間未満のパートタイマーであつた。実際「個人的家事労働者」と「農業労働者及び職工長」ではパートタイムで働く割合は7割にも達した。

アメリカの主要職業別女子の労働経験(1964)

職 業	労働経験のある女子の数	労働経験のある女子の割合		
		計	フル(週35時間以上) タイム	パート(週35時間未満) タイム
総 数	33,146,000	100.0	67.9	32.1
専門的技術的 類似職業労働者	3,899,000	100.0	77.7	22.3
管理者、公務員、 経営者(農場を除く)	1,221,000	100.0	85.4	14.6
事務的 類似職業労働者	9,763,000	100.0	77.6	22.4
販売労働者	2,626,000	100.0	49.2	50.8
職人、職工長、 類似労働者	3,150,000	100.0	81.0	19.0
職工、類似労働者	4,747,000	100.0	87.6	12.4
非農場労働者	15,700,000	100.0	52.2	47.8
個人的家事労働者	3,278,000	100.0	31.2	68.8
サービス労働者 (個人家庭を除く)	5,085,000	100.0	66.8	33.2
農業従事者 農業管理者	1,630,000	100.0	36.8	63.2
農業労働者、職工長	1,892,000	100.0	31.4	68.6

資料 U S DePartment of Labor, 1965

Handbook on Women Workers

(イギリス)

1954年に女子パートタイマー、すなわち、週30時間未満の女子労働者の数は少なくとも100万人と推定された。イギリス労働省から1955年1月に発行された資料によれば147,300人(総数の約13%)が販売業に雇用されているパートタイマーであつた。非工業労働の他の業種をみると、1951年の国勢調査によれば、通勤家事サービスでは64,200人、すなわちその産業に従事する女子の35%、飲食店・ホテル等で110,700人、9.6%、洗濯業で13,100人、1.3%、教育サービス(これらの3分の1が教師)で39,900人、1.2%、看護婦を含む医療・歯科医療サービスで46,600人、1.1%である。

また工業に雇用されている女子パートタイマーは1951年に女子パートタイマー総数の3分の1を占めていた。1955年1月には繊維産業の全女子労働者のうち52,400人、すなわち9%がパートタイムで働いていた。飲食料、タバコ産業では66,300人、同じく17%、技術関係・造船・電気製品産業では48,200人で11%、衣服産業では34,400人、7.5%、金属製品産業では26,600人、1.4%、化学・類似産業では16,200人、1.1%がそれぞれパートタイムで働いていた。

(スウェーデン)

工業—主に繊維と衣服—に雇用されている女子の8~10%、公共サービスに雇用されている女子の7~8%がパートタイマーである。

(3) 性、年令、家族関係

ILO調査結果報告(1963年)によれば、各国の状況は次のとおりである。

(イ) 性 別

多くの国において、パートタイム労働力の大多数は婦人である。スウェーデンでは殆んどすべて、またフィンランドでは90%が婦人である。

カナダでは1961年に1週35時間未満労働に常用的に従事している者の3分の2が婦人であり、西ドイツでは、1961年10月の簡易国勢調査に基づく概算によればパートタイマーの87%以上が婦人である。ニュージーランドでは1962年にパートタイマーの5分の3が婦人であり、イギリスでも男子はパートタイマー中僅か5.5%にすぎない。アメリカでは1960年に大部分の時間をパートタイム労働に従事した者の5分の3が婦人である。

(ロ) 年 令

女子と男子のパートタイマーの年令にはあきらかな差異があり、大部分の女子の年令は、家庭の責任が最も重い20～50才となつている。

(ハ) 配偶関係

ほとんどの場合、女子パートタイマーのかかなりの割合が既婚婦人によつて占められている。オランダでは、女子労働者の約25%についてなされた1960年の調査によると、既婚婦人の55%、独身女子の6%がパートタイマーである。

子供のいる女子パートタイマーの割合はそれほど高くないが、多くの国でかなりみられる。スウェーデンでは16才未満の子供のある者は1952年には女子パートタイマーの72%、1960年には59%となつている。

(アメリカ)

1958年

女子パートタイマーは1つさやの豆のように同じではない。彼女等は異なつた年代、家族状況、経験、能力、野心をもっている。

ある者は非常に若い。1958年には16%が14～16才の間であり学生であつた。また、ある者は年をとっている。1958年に4分の1近くが55才をこえていた。半分以上(60%)は既婚者であつた。

1964年

パートタイマーの割合は18才未満と65才以上に最も多い。18才未満の女子労働者の83%、65才以上の女子労働者の47%がパートタイマーで働いている。

配偶関係では未婚者にその割合が最も高い。

(表 参照)

アメリカの年令別非農業女子労働者

(1964年)

年 令	女 子 労 働 者 数	女子労働者中に占める割合			パートタイマー の年令別分布
		計	フルタイム	パートタイム	
計	21,927,000人	100.0%	73.9%	26.1%	100.0%
14～17才	1,048,000	100.0	16.7	83.3	15.3
18～19才	1,101,000	100.0	71.0	29.0	5.6
20～24才	2,744,000	100.0	84.4	15.6	7.5
25～34才	3,545,000	100.0	77.9	22.1	13.7
35～44才	4,823,000	100.0	75.5	24.5	20.6
45～64才	7,860,000	100.0	77.6	22.4	30.8
65才以上	806,000	100.0	53.0	47.0	6.6

資料 U S Department of Lafor, 1965
Handbook on Women Workers

アメリカの配偶関係別非農業女子労働者（1964年）

配偶関係	女子労働者数	女子労働者中に占める割合			パートタイマーの分布
		計	フルタイム	パートタイム	
計	21,927,000人	100.0%	73.9%	26.1%	100.0%
未婚	5,247,000	100.0	70.9	29.1	26.7
夫と同居	12,149,000	100.0	73.3	26.7	56.7
離別、死別	4,530,000	100.0	78.9	21.1	16.7

資料 U S DePartment of Labor, 1965

Handbook on Women Workers

（イギリス）

1951年に既婚女子パートタイマーの60%が25～44才であり、また経済活動をしている既婚婦人の23%がパートタイマーであつた。その中の35～44才のものの割合は28%で高く、60才以上のものは7%弱となつている。女子パートタイマーを配偶関係別にみると、80%以上が結婚しており、なおその上10%が死離別者となつている。また全女子労働力ではその11%だけがパートタイマーであるのに対して、経済活動をしている既婚婦人の中では、その23%がパートタイマーである。

2. 労働条件

(1) 賃金

ILO第48回総会報告では次のように述べている。

報酬はパートタイム雇用の場合は特別重要な問題となる。その理由はまず第1に、報酬の適切さ如何によつて、パートタイムを基礎として働くことを受け入れ、パートタイム雇用の機会を利用するようになるか否かが決まるからである。第2の理由は、報酬の水準が公正な理由のため

のみでなく、パートタイマーとフルタイマーとの間の不当な競争を防ぐためにもフルタイマーの報酬に比較して正当なものでなければならないからである。

ほとんどの国においてパートタイマーの賃金率は、フルタイマーの賃金を基礎として、働いた時間数に比例して支払われるように決められている。これは最低賃金法および労働協約の場合にあてはまる傾向がある。これらのものはフルタイマーに対してと同じ割合で時間数と量に応じて賃金が支払われることをしばしば明記している。

パートタイマーの賃金率がフルタイマーのそれより高い場合もある。これは、パートタイマーがフルタイマーよりも少ない時間数を働くにもかかわらず、（例えば交通費、衣服費のように）出費の範囲は常雇用者と同じであるという事実を考慮しているためでもある。また、勤務がある種の清掃のように通常の勤務時間外に行なわれるために、本来は受ける資格がない付加給付を受ける場合もある。しかしながら他の場合は、パートタイマーはフルタイマーに比較して条件は不利であり、賃金率は悪く、その立場も多くの困難を伴うものである。

(2) 労働時間

労働時間についてはILO「婦人の雇用に関する専門家会議」の研究報告（1956年）で発表されている以外には資料は見られないようである。次は同報告からの抜粋である。

女子パートタイマーの労働時間はきわめて多様である。

アメリカでは大半の職業において女子パートタイマーの最も普通の労働時間は週20時間であつた（通常週5日間、4時間労働）。病院や小売店では週3日の8時間労働を選んでいるところもある。事務職員や図書館員、編集者、教師等のパートタイムの仕事は、通常短時間労働に合

つている。一方、ソーシャルワーカー(Social Workers)や看護婦にとっては週のうち幾日かの“1日労働”がもつと実際に適していることが分つている。

また、イギリスで工業に雇用されているパートタイマーの労働時間の主要な型は次のとおりである。

- (a) 通常の労働日に4～5時間、午前か午後の労働時間で、普通中間に10分の休憩を伴うもの
 - (b) 普通1時間の昼食のための中断のある午前9～10時から午後4～5時の短時間労働
 - (c) 午後5時半から9時半までの夜の労働時間
- 後の2つの型は女子労働者に最も人気がある。

(3) 休 暇

ILO第48回総会報告によれば、休暇は、原則としては、フルタイマーと同じ一般雇用条件がパートタイマーにも適用されている。例えば休暇資格に関して多くの国で適用されている基本原則は、パートタイマーもフルタイマーと同様の資格を受け、労働時間に比例した休暇をとることができ、その休暇は有給休暇となる。この一般原則にはもちろん多少の例外はあるが、それは仕事の性格や仕事のなされる時間数に関連した妥当な理由あつての例外なのである。

(アメリカ)

1958年に事業所勤務の看護婦についてなされた調査によると、50%以上のパートタイム看護婦が就職1年後に2週間の有給休暇をとっており、16%が有給休暇を受けていなかった。

(4) 社会 保障

ILO第48回総会報告によると、社会保障制度によるパートタイム就業者の保護は実施されている制度の型によつて異なる。経済活動への参加の有無に関係なく全人口を対象としている社会保障制度があるが、そのような制度の下では原則としてパートタイマーに何ら困難な問題は起きない。また、すべての労働者或いは特殊部門の労働者を対象とした制度もある。定期的に就業しているパートタイマーはこのような制度が適用される職業に従事している限り通常はこの制度の保護を受ける。しかし、多くの女子パートタイマーは家事労働に従事しており、しかもこれはしばしば社会保障制度の範囲より除外される職種である。

また、多くの国に法定社会保障制度の補いとして法令で定められていない年金制度、例えば労使の団体交渉その他のとりきめに基づいた職業上や企業上の制度があるが、パートタイマーは多くの場合このような制度から除外される。

Ⅳ パートタイム労働の問題点

1. 使用者のパートタイム雇用制度採用の理由

ILO調査結果報告(1963年)によれば、使用者は様々な理由によつてパートタイム雇用制度を採用しているが、その中で最も重要な理由の1つは労働力不足である。使用者は深刻な労働力不足打解のためにすすんでパートタイム雇用制度を準備し、フルタイム労働に就くことのできない、あるいは就こうとしない人々、特に既婚婦人を労働市場に引きつけようとするといわれている。

パートタイム雇用制度を採る第2の重要な理由は仕事の量及び質によるものである。例えば工場、事務所及び家庭のクリーニングにおけるように仕事の量および質からフルタイム労働の必要がない場合にはパートタイマーがし

ばしば雇われる。さらに、ある産業あるいは職業にはフルタイム労働を特に
つらいものにするほど強度な、またはきびしい仕事があり、ある国では電話
交換手、特に国際線に従事している交換手にこの傾向がみられると述べてい
る。

また、使用者が仕事量がピークの日、あるいは時間に対処するためにパート
タイム雇用制度の準備をすることがしだいに多くなつてきていると思わせる
多くの事実がある。

また、パートタイム制度は限られた予算に適合させるために用いられる場
合もある。例えば小企業、事務所あるいは個人家庭ではフルタイム賃金を支
払うことができないことがある。

使用者はまた工場設備の有効活用を推し進めるためにパートタイム労働を
採用する。たとえば正常労働時間にさらに時間外の夜のパートタイム労働を
加えることなどによつて。

またパートタイム雇用はフルタイマーの代替要員として、フルタイマーの
休暇、病気あるいは休日による欠勤を補う手段として用いられていることも
明らかである。

ある場合には使用者は、もはやフルタイム労働に従事できない貴重な技能
労働者を引きとめ、また以前フルタイムの仕事に従事していて現在は結婚し、
フルタイム労働をすることかできなくなつた、あるいはすることを望まない
婦人の要望に応じることも望んでいる。

それ以外には、フルタイマーより高い生産性（欠勤率及び事故のフルタイ
マーより少ないこと、仕事のスピードの早いこと等）、フルタイム雇用より
経費が安くてすむこと、またパートタイマーはフルタイマーより低い労働条
件、特に低賃金を進んで受け入れ、付加給付を要求しないという事実等の理由
があげられる。

最後に使用者が今日パートタイム制度を進んで採用するむしろ新しい理由は、パートタイム労働が多くの婦人、特に既婚婦人に与える利益と重要性について使用者の認識が高まつてきたことである。

2. 労働者のパートタイム雇用を求める理由

ILO 調査結果報告（1963年）によれば、パートタイム雇用を求める基本的な要因はフルタイム労働をすることができない、あるいはすることを欲しないという個人的な理由にもよることは明らかである。また個人あるいは家族にパートタイム労働をする必要性があること、また適当なあるいは都合のよいフルタイムの仕事をみつけることができないことなども別の要因になつてゐる。

有夫既婚女子パートタイマーにとつては、家計補助の必要性或いは希望が家庭責任のためにフルタイムの仕事に従事することができないという理由と合わさつて、パートタイム労働を求職し、就職する第1の理由になつてゐることは明らかである。

（アメリカ）

1959年3月現在で女子パートタイマーの非常に多くが経済的理由よりもむしろ非経済的理由のために働いている。経済的理由というのは「不景気時の労働」、「物質的欠乏」、「工場や設備の修理」あるいは「フルタイム労働を見つくることの不能」を含む。一方非経済的理由というのは「労働争議」、「悪天候」、「病氣」、「休暇」、「家事や通学の必要性」、「フルタイム労働を望まない」等の理由を含む。

常時パートタイムで働いている人々の約85%は個人的、あるいは非経済的理由のために働いていた。常時非経済的理由のためパートタイムで働いた女子のほとんどが家事や通学の必要性とかパートタイムの身分のためフルタイム労働

働への要求の欠乏とかに言及していた。

常時経済的理由で働いている人々のほとんどはフルタイムの仕事を見つけられなかったためである。

あらゆる年齢層、配偶関係のカテゴリーで女子パートタイマーの働く理由として経済的理由をあげているものはきわめて少なかった。しかし未亡人・離別者・夫と別居中の女子パートタイマーの約5分の1が経済的理由をあげた。それは他の配偶関係グループよりもきわだつて高い率である。

ほとんどの職業グループでパートタイマーで働く婦人は非経済的理由で働いていた。例えば専門的職業、管理的職業、事務的職業、販売サービス職業、農業では女子パートタイマーの70～80%が非経済的理由をあげていた。

しかしながら製造業では女子に役立つ正規のパートタイム業務はほとんどないことを資料は示している。さらに1959年には女子工員の高い率がフルタイム製造業の仕事が十分ないため不完全就業やパートタイムで働いていた。すなわち、パートタイムで働く女子工員の約半数が経済的理由で働いており、3分の1がフルタイム労働の不足とか不景気労働とか他の経済的な理由のために縮小された時間労働をするフルタイマーであつた。

3. パートタイム雇用に対する態度

ILOが1963年に実施した調査の結果報告および第48回総会報告から、使用者、労働組合、政府のパートタイム雇用に対する態度について抜粋したものを次にまとめた。

パートタイム雇用は議論の多い問題である。使用者、労働者及びその各々の組織が、それぞれこの問題に関して強い見解を持つており、その見解は時として互に正反対である。ある者はパートタイム雇用に対する強力な支持者であり、ある者は断固たる反対者である。どちら側の意見も時がたつと

変わり、一般婦人の雇用、特に家庭の責任を持つ婦人の雇用に影響を及ぼす経済的社会的な要因と同様に労働市場の状態を反映する傾向がある。

(1) 使用者

使用者は一般的にパートタイム労働を労働力不足の解決、あるいは仕事量の変化に応じる一つ的手段として受け入れるようであるが、個々の使用者は、仕事がフルタイマーを必要としない場合、或いは他の例外的な場合を除いて、今なおパートタイマーを便宜的なもの、二義的な解決策、比較的めんどろな手段、有益ではあるが決して理想的なものではないとみなしているようである。

しかしながら労働市場のひつ迫に関連して、パートタイム労働に対する使用者の関心が高まっていることは明らかである。使用者が緊急の場合を除いてパートタイマーを雇うのをしぶるのは幾分伝統的なものであるかも知れないが、余分の経営コストおよびその他の雑費、生産の困難性、フルタイマーより高い教育費、作業衣のような支度に対する割高なコスト、仕事の始業および終業の際の時間のロス、使用者が自発的に加入する社会給付（これは業務に比例しており、生産高に比例していない。）の割高なコスト、パートタイマーを常用的に労働力とし^て統合することの困難性と不便さ、および仕事に対するパートタイマーの興味の低さ等がしばしばその理由として挙げられる。

一方、使用者の立場からパートタイム雇用の利益、例えばフルタイマーより高い生産性、士気の高いこと、欠勤率及び疾病率の低いこと、時間の浪費の少ないことなどの利益を述べているものもある。

(2) 労働組合

労働組合の態度もまた国および労働市場の状態が異なるにしたがつて異なっている。多くの場合、労働組合による公式の態度の表明は行なわ

れていない。しかし、労働組合やその婦人部は、パートタイム雇用を拡充することはそれに伴う固有の深刻な危険性があり、これは特にパートタイマーに給料も含めた均等待遇をすること、適切な法律と労働協約の下に彼等を保護すること、フルタイマーとの不当な競争をさけることに注意が払われない場合には危険であることを明らかにしている。労働組合はフルタイマーがパートタイマーによつてとつてかわられるのを恐れており、また不況になれば使用者が女子労働者のすべてをパートタイム制度の下に追いやる危険性に注目している。

また、パートタイム雇用制度は労働者および関係労働組合の事前の承諾によつて整えられるべきであることを強調している。

多くの労働組合は、パートタイム制度の体系的な一般化に対してはつきり反対しているし、パートタイム労働が広まることは、婦人を必要な時に手に入れ、必要でなくなれば処置できる労働力が非労働力化する限界点とみなし、そのために一般婦人の労働の価値を下げる傾向を強めるのではないかと恐れている。いくつかの組合は、また出来高払いの仕事および一定のリズムの課せられている仕事にパートタイム制度をとり入れることについて疑問を感じている。フルタイマーよりしばしば多くの休息をとつているパートタイマーは、フルタイマーより短い時間に多くのものを生産することかでき、また彼等が仕事に努力することは出来高給を引き上げ、フルタイマーの仕事の速度をはやめる傾向があるようである。

多くの労働組合はパートタイム労働を金銭的な見地からそれほど魅力的なものとは感じていないし、むしろしばしば不安定なものだと感じている。

またパートタイマーはほとんど団結の精神を持つておらず、組織化が

むずかしいといわれている。

4. 社会的にみた問題点

高度に発達した経済社会の一般的性格の1つは活動人口における婦人の参加率の増加がある。女子パートタイム雇用はこのような国々でさらに拡大しつつあるように見える。しかしこの種の労働はしばしば経済的あるいは社会的理由のため非難される。フランスの厚生省のFranfois Brunts氏は女子のパートタイム雇用の伸びを論じた後、これらの種々の不利を分析し、有利に向つてそれらのバランスをとり女子のパートタイム労働にはつきりと賛成している。

以下は同氏の「工業化した国々における婦人のパートタイム雇用」の概要である。

女子パートタイム雇用の問題は、人々がしばしばそれに感情的態度をとるために理解することが特に困難である。たとえば子供のある女子のパートタイム雇用は偏狭な手ごわい抵抗者——彼等は絶対的の命令として母親は家庭にいるものとみなしている——や、ある種の進歩主義者——彼等はたぶんもつと危険でさえあるが、家庭外の仕事に就くことを強制することによつてどんな犠牲を払つても婦人を解放することを望む人達である——の両者によつて即座に拒絶されるだろう。

ここでは女子によつてなされる労働の量と、その経済的、社会的、健康的、家族的側面、またハーフタイムとかパートタイム雇用のような新しい雇用のシステムの発展を妨げる困難性をとり扱う。

(1) 女子によつてなされる労働の量

無料サービス——金銭の譲渡がない側面におけるサービスと動産は常に経済における相当の役割を演じてきた。しかしながら、経済学者達は国民生産を計るために、近代的生産者や消費者のように我々の経済

によつて供給される測定の単位、すなわち通貨を用いているため、無料で供給される商品やサービスは無視され貨幣循環の中に入つてこない。Colin Clarkの見積りによれば家事サービスの価値は、それだけで工業社会においてさえ市場生産物に基づいて見積られた国民生産の44%に達する。しかしながら、ほとんどの工業国で、この巨大な仕事の量の存在そのものは一般社会や伝統的経済学者の両者によつて無視されている。世間にとつて家にとどまつている婦人は「働かない」ということになる。ところが、実際は彼女達は家族の消費単位を管理しており、したがつて国の個人収入の大部分の用途を管理している。

経済市場において女子のするサービスもまた非常に重要である。農業では女子によつてなされる労働の量を評価することは非常に困難である。なぜならほとんどの場合農夫の妻や娘達は夫や父との間に何らの雇用契約も持っていないからである。したがつて、ここでは、論点を非農業生産部門で女子が形づくる労働の量を明らかにすることにしよう。

女子の非農業雇用はさまざまな工業国でかなり異なつた線に沿つて発展した。西欧の古い国々では総労働力に占める女子の割合は今世紀に入つて以来比較的安定(30~40%)している。アメリカでは1900年の23%から1962年には約33%に伸びた。1958年に女子の割合が45%であつたソ連は別として、ヨーロッパの工業国、北米、日本では非農業生産において3人に1人の労働者が女子である。

女子労働者の割合は比較的安定しているが、総有効雇用に対するパートタイム雇用の割合が量られれば、この種の雇用の伸びが工業国でさまざまに差異があることがわかるだろう。パートタイム雇用は、アメリカ、イギリス、スイス、オランダでは増加しつつあり、西独ではより少なく、

フランスやイタリーでは非常に少ないようである。我々の目的はこの理由を婦人労働のさまざまな側面を分析することによつて発見することである。

(2) 婦人労働の経済的、社会的、家族的側面

イ 婦人雇用の経済的側面

家庭の外での労働に関して、全ての調査が欠勤はどの種の労働者よりも既婚婦人、特に母親に多いことを示している。既婚婦人の欠勤は家族生活における困難な時（たとえば子供の病気）には婦人は母としての義務も果たせないし、職業上の責任も遂行しえないという事実に帰すべきである。この観察はパートタイム労働の主張者達により伝統的議論を刺激している。すなわち、パートタイム労働は技術的に可能となときには女子労働者の欠勤を必らず減少させるし、また家事と家庭の外での労働を結びつけることを可能にすることによつて、女子労働力の生産力を増加させる長期継続に役立つという。もし限られた時間——たとえば1日2～3時間——家庭の外で労働することにより、彼女が家庭に残つて家族に提供する品物やサービスと同じものを買うに十分な収入を得るならば、婦人が低い生産性の家事労働を見棄ててパートタイムを基にした外の雇用に就くことが経済進歩の利益であることはあきらかである。しかしながらこのような分析は母によつて家庭でなされる全機能に当てはめることはできない。

家事活動の大半が有利に集団サービスに任せられることは事実である。これは、洗濯、買物、食事の仕度や専門職員による家の掃除にも当てはまる。しかし子供の世話は全く別である。子供のための集団的サービス（保育所）は少なくとも現在では母親によつて一般になされているのと等しい世話を提供することはできない。この場合の結論は、

母は家庭にとどまるべきだということになるだろう。

経済的見地から前述の女子雇用の分析からひきだされる2つの明白に相反する結論がある。家庭の外での母の雇用が、家にとどまつて、外での労働よりも長時間働いて家族に提供するのと類似の外のサービスを手に入れうることを意味するときには、勇気づけられるべき、あるいは少なくとも勇気を失わせるべきではなく、逆に、非常に小さい子供を世話しなければならない限り家にとどまることをすすめられるべきである。

ロ 婦人雇用の健康と社会的側面

家庭の外での婦人雇用は学令以前の子ども達の肉体的、精神的、情操的發展に重要なかわりを持つ、小さい子ども達の病的状態の割合は母親が働かないときより家庭の外で母親が働く時には約2倍の高さになる。多くの働く婦人は子供を保育所に入れるが、子ども達のグループが流行病の拡大に肥沃な土地を提供することはよく知られている。しかし、母の欠乏は子どもの情操の発展にさらに有害であるように見える。この点について Bowlby 博士の「母親の世話と精神的健康に関する報告」や、「医学的健康に関する W・H・O・専門家会議の第2会期報告」から広範な言及がなされている。Bowlby 博士は次のように書いている。「最近25年間の精神病学における重要な発達の中で、子どもが幼小の頃に受けた親の世話の質がその子どもの将来の精神的健康に致命的な重要性をもつことのゆるがない証拠が増加した。」

Bowlby 博士と W・H・O の専門家会議の報告書を読むと小さい子どもを持つ母親の家庭外の労働は絶対的に除外されるように見えるが、他の専門家によれば幼い子どものために必要な母の効力は、現在それ

ほど多くないといわれている。「家族構成についてのインターナショナルユニオン」が開催した1961年の国際家族会議に提出された一般報告では、母親が子どもと過ごす時間の総量よりもむしろ母親の態度に重点を置いている。

次に健康の点に関しては、専門家があらわした研究や意見では、家庭の外で働くことそれ自身は母親の肉体的、精神的健康をおびやかすものではないと結論づけている。勿論過労の危険はあるが。パートタイム雇用の明らかに有利な点の1つは家庭外の雇用の有利をあきらめてしまうことなしに彼女の時間を家庭外の労働と家庭の間で効果的に分けることである。

欲求不満の感情は少なくとも働きに出ている婦人の間では、家にいる婦人の間に拮がつているほどひどくはない。欠点は例外的なわずかな場合を除き、働きにでかけることは選択の問題ではなく普通困難な必要性の問題となされているようである。デンマーク、フランス、イギリスで行なわれた結果は全く同じ結論に達している。すなわち、働きにでていく圧倒的大多数の婦人（既婚、未婚を問わず）は悲惨な財政的必要性からそうしている。しかし恒常的にパートタイムで働いているアメリカの婦人のうち85%は経済的理由からそうしているのではない、ということは注目すべき大きな点である。生活水準の一般的上昇に伴って妻や母の家庭外での労働は経済的必要性であることをやめ、個人的な好みの問題となるが、そこではパートタイム労働は婦人の間で非常に人気がある。

結局、パートタイム雇用制度は婦人がフルタイムで働くときにしばしば直面する数々の要求にぶつかる。

(3) 婦人のパートタイム雇用の拡張を防げる要因

婦人のパートタイム雇用の拡張を妨げる要因は3つの主な項目に分けられる。すなわち、社会学的、技術的、法的要因である。

イ 社会学的要因

いくつかのヨーロッパの国々では世間一般の意見は女子が家庭の外で働くことに反対である。

家庭にいる婦人は、すでにフルタイムで働いている人達よりもパートタイム労働に好意的である。

西ヨーロッパでは少なくとも使用者や労働者の団体は、伝統的に女子のパートタイム雇用に反対している。

パートタイム労働を組織するのに必然的に伴う独特の困難性に加えて、使用者にとってこの制度は女子雇用固有の欠点の全てを持っている。高い欠勤率は使用者が伝統的に女子労働者を告発するねらいである。

また使用者はパートタイム労働や一般の女子労働力の周辺部のあてにならない、臨時のものとみなす傾向がある。仕事が男子あるいは女子によつて同じくらいうまくなされるとき、使用者はたぶん伝統的な女子の職業以外では、男子をみつけれないときのみ女子を雇うだろう。パートタイム労働は使用者が他のどんな方法でも労働者を得られないことが分つたとき、最後の手段として組織される。

一方、かなりの国々で労働組合は女子パートタイム雇用に対してあまり熱心ではない。労働組合によれば、女子パートタイマーは団結の精神を持っていないし、労働者の利益を守ることに関心かない。パートタイム労働は女子労働者の信望を落とすといわれている。彼女らは収入の補填のためにのみ働いているのだから、パートタイム労働者は男子より低い賃金を受けると主張するが、それにもかかわらず男子と

女子に支払われる賃金の差異は、その分量やなされる仕事の量の差異に相当するかどうか、或いは女子が報酬に関して男子よりも低く要求しているのかどうかは確かめられていない。

ロ 技術的要因

パートタイム労働の制度そのものに固有の最初の技術的困難性は、通勤に費やされる時間にある。報酬を受ける労働の生産力の固有の測定は移動時間を計算にいれなければならない。すなわち、労働する場所と家庭との距離はパートタイマーにとってはフルタイム労働者よりもさらに重要であるといえよう。

また、パートタイム労働の制度と関係のある最も重要な問題は、非常に小さい子供（4才まで）をもつ母親のそれである。保育所に必要な設備は、女子がフルタイムで働いていてもパートタイムで働くにしても同じにかかる。また保育所の収容の費用は、母親がパートタイマーであれ同じにかかる。

働く母親のために、社会の援助、すなわち家にいる母親によつて子供が世話をされる制度が考えられる。

これは必ずしも無料でなされる必要はない。働く婦人達は保育所のような施設よりも婦人達のよく知つている母親に子供をあずけることをさらによろこぶだろう。

パートタイム労働の拡張を妨げる技術的困難の第2のカテゴリーは仕事の性質に関してである。概して女子によつてなされるパートタイム労働は低い技能レベルにあるという仮定がある。しかし、それよりも主な理由は、実際、責任あるポストの保持は、絶え間ない出勤を要求するという事実に求められなければならない。これはだからパートタイム労働の制度に関する最初の技術的制限である。

労働者の個性が仕事から離されうるとき、また仕事そのものが企業の他の仕事から相対的に分離してなされうるときはいつでもパートタイム労働を組織することに技術的困難はない。

ハ 法的要因

女子のパートタイムの拡張を妨げる主な困難性は労働および社会保護に関する法律からおこる。

労働法からおこる困難性は、たとえばフランスにおける短時間交代労働(split shift Working)の禁止のようなものであるか、克服できないものではない。

パートタイム労働の拡大を鈍らせている要因は、工業国において採られている社会的保護の財政的作用にある。社会保険の受益のうちいくつかは、夫の雇用により妻や子供に支払われるものであり、フランスでは家族の受益資格の授与(ただ1人の稼ぎ手をもつだけの家族のための手当(割引)や、家に残っている母のためのそれ)は、婦人が雇用されない状態を条件としている。この制度は母親が賃金雇用に入らないための強力な誘因を提供するのみならず、さらに婦人がパートタイム労働に就かないことをすすめるものである。

社会保険機構(病気とか母性の保険)の観点からは、賃金雇用は、すでに父親の雇用によつて保険で保障されている家族のためにはほとんど何の付加的受益も提供しない。妻の賃金に対してなされる非常に重い控除にもかかわらず実際には何の利益も得られないのに、なお多くの既婚婦人はさしせまつた経済的必要のため働きにでることを強いられている。そこで彼女達の場合にはパートタイム労働はフルタイム労働の有利、すなわち比較的高い賃金を得ることなしにフルタイム労働と同じ不利を持つているのでフルタイムで働くことになる。

パートタイム労働を推進することを望む工業国は、したがって、社会保障機構の財政的規定がこの目的に矛盾しないような確実にすることから出発する。

(4) 結 論

女子のパートタイム雇用は否定できない必要性に当面する。

母親は家にいるのと家庭の外での雇用の間に選択する自由があるべきだとしばしばいわれている。しかしながら、不幸にも妻には選択の余裕のないことが非常に多い。経済的圧力がゆるんだとき選択は可能になる。アメリカではパートタイムで働く婦人の85%が非経済的理由のためそうしているということは、選択の自由のある婦人はパートタイム労働に自発的に就く傾向があることを明らかにしている。

発展に関連する経済的変化（特に生活水準の上昇とサービス職業への労働の交代）は、婦人のパートタイム雇用の増加に導いた。立法によって人為的に作られた不利と困難性を、この自然の有益な過程を妨げないように整えるべきである。

労働者や使用者の団体は、パートタイム雇用に対する態度を修正し、パートタイム雇用の可能な仕事のための組織的調査を始めるべきである。

政府の作用は次のようなさまざまな形態をとり得る。

(a) パートタイムで働く母親が彼女自身では供給できないサービスや品物（洗濯、料理等）を家族達が経済市場でみつけれられるようにするための集団サービスの設定。これはもしできれば組合組織の線に沿ったもの。

(b) 学令期前の子供の世話をする方法を見つけることろみ。この関連で隣人間の子供の家族割当の制度と地方的家族集団のメンバーは共同社会発展のわくの中で研究されるに値する。保育所を設立することは非

常に費用がかかるし、それは時おり子供の精神的肉体的健康にとって有害である。

(C) 母親のパートタイム労働に罪を課さないようにするため、また、非常に小さい子供をもつ母親に家にとどまらせるようにするための社会保障機構の融資における改善。

賃金やサラリーの所得者としての婦人の役割は、同時に妻や母であることによつてどんな方法によつても価値を下げられることはないし、また妻や母親の地位は、家庭の外で働くことによつてより充実した生活への機会を危くされることはない。

V パートタイム雇用に関する決議

1. 1955年の第38回ILO総会で採択された決議（抜粋）

中高年婦人のさまざまな範ちゆうについてみると、とりわけ、家族の面倒をみてきた未婚の婦人、家庭の責任のなくなつた母親、子供が手から離れた未亡人は、職を得たいと思つても、職業指導、職業訓練または再訓練などが欠けているために、困難を感じている。

国際労働総会は次の2点を詳細に研究することが望ましいと考える。

- (a) パートタイム労働における婦人の雇用条件、および、パートタイムの仕事を求めている婦人が、そのような仕事を得るための方策
- (b) 年長婦人の生産活動への編入および再編成

そして、機会均等、同一労働同一賃金、同一労働条件などの基本的な諸原則に当然の関心を払いつつ、どんな方法がこの領域における諸問題の解決に貢献するかを考えること。

2. 1965年の第49回ILO総会で採択された決議

国際労働機関の総会は、パートタイム労働が特に完全雇用の諸国において

発生しており、またそれが男女に関する個々の社会的需要に対し部分的回答を与えることができるという事実を認識し、

各国政府および労使団体がそれに対し注意を払い、社会法令および労働条約の枠内においてすべての必要な保護措置を見出すべきであることを考慮し、

パートタイム労働は、パートタイム労働を希望する家庭の責任を持つ婦人にとって特に関心があり得ることを認識し、

ある種の労働の性格はこれらの要件をみたし得ることに注目し、

パートタイム労働は一定の問題を提起していることを認識し、

この分野において十分な情報および知識がないことに注目し、

国際労働事務局に対し、次の事項を行なうよう要請する。

(1) 「パートタイム労働」の意味する正確な定義を与えること。

(2) 権限ある機関および労使団体との協力の下に次の事項を決定するための調査を行なうこと。

(a) パートタイム雇用機会の数および性格

(b) パートタイム雇用に従事し、またはそれを求めている人の数とその特徴。

3. 1961年3月に国連婦人の地位委員会第15回会議で採択された決議
婦人の地位委員会は、婦人のパートタイム労働が、他の労働者の場合と同様、ある場合はフルタイム雇用を見出しえない結果であり、またある場合は、とくに子供をもつ婦人の場合は、フルタイム雇用に従事することが不可能であること、またパートタイム労働は婦人に雇用と職業の機会を与える手段の1つでもあることを念頭におき、

婦人のパートタイム労働に関する決議6を想起し、

婦人の地位委員会が今後の措置を決定するためには、1959年以後こ

の分野で行なわれた進展についての情報が参考になると考え、事務総長が I L O と協議して、経済社会理事会に諮問的地位をもつ民間団体から得る情報にもとづき、婦人のパートタイム労働に関する以前の研究を更新して、婦人の地位委員会の将来の会期に提出することを要求するとともに、I L O がこの問題に関する報告書を準備しうるよう希望する。

4. 1965年3月に国連婦人の地位委員会第18回会議で採択された決議
婦人の地位委員会は、

I L O の準備したパートタイム雇用に関する国際的調査に興味深く注目し、パートタイム雇用の機会は、家庭責任をもつ多数の婦人にとつても、またパートタイム労働を希望するその他の範ちゆうの男女労働者にとつてもとくに重要であると感じ、さらに、これらの問題を取扱つた I L O の文書が規定する報酬、社会保障その他の待遇に関する無差別の原則が、パートタイム雇用についても尊重されるよう取りきめを設けることの必要性を感じ、1965年6月の第48回 I L O 総会において、パートタイム労働をさらに研究するよう国際労働事務局に要請する決議が採択されたことに注目し、I L O が速からずこの研究に着手しうるよう、そしてその研究の成果が婦人の地位委員会の近い将来の会議に報告されるよう、希望を表明する。

VI 参 考 資 料

○「アメリカ婦人のパートタイム労働」労働省婦人少年局、海外婦人労働資料第38号(1952年7月)

アメリカ合衆国労働省婦人局が婦人のパートタイムの仕事について1951年全国10都市において調査した結果の概要(Part Time Jobs for Women—a Study in 10 Cities—Summary)を訳出したものである。

○「海外の働く婦人」労働省婦人少年局、海外婦人労働資料第49号(1957年11月)

・ILO、アメリカ合衆国労働省婦人局、英国中央情報局、カナダ労働省婦人局の出版物を適宜抄訳したもので、パートタイマーについての統計も含まれている。

○「Part-time Employment for Women with Family Responsibilities」International Labour Review vol 75, No.6 (1957年6月)
1956年11月にILOによつて開催された「婦人の雇用に関する専門家会議」で行なわれた研究の概要である。

○「Part-time Employment for Women」アメリカ合衆国労働省婦人局
(1960年)

アメリカの労働力における女子パートタイム労働者の要約報告書である。

○「Part-time Nursing Employment in Great Britain」
by Mrs B.A.Bennett, International Labour Review vol.85
No.4 (1962年4月)

イギリスのパートタイム看護婦についてのB.A. Bennett女史の評論である。

○「Part-time Work for the Elderly」The Labour Gazette
(カナダ労働省発行)1962年11月号

イギリスのNational Council of Social Service 発行の「Employment and Workshops For the Elderly」を紹介したもので、イギリスにおける高年者のためのパートタイム労働を創設する多くの特別の便宜についての記述である。

○「Women at Work in Canada」カナダ労働省(1958年)
カナダにおけるパートタイマーに関する実情の報告が含まれている。

- 「The Part-time Employment of Women in Industrialised Countries」 by Franfois Brunts , International Labour Review vol.86 No.5 (1962年11月)

女子パートタイマーに関する評論である。

- 「Women Part-time Workers in the United States」 by Amy Hewes , International Labour Review , vol 86 No.5 (1962年11月)

アメリカの女子パートタイマーに関する記述である。

- 「An International Survey of Part-time Employment」 International Labour Review vol 88 No.4, No.5 (1963年10月, 11月)

ILOが1963年にパートタイム雇用の実情について、世界50カ国の婦人労働問題コンサルタントやILO支所、国連NGO婦人団体等を通して行なつた調査の結果をとりまとめたものである。

- 「各国におけるパートタイム雇用の実情」婦人と年少者1964年第3号、4号、6号

上記「An International survey of Part-time Employment」の抄訳である。

- 「Women Workers in a Changing World」 International Labour Office 1963年

1964年第48回ILO総会報告第6(1)として発行された資料であるが、家庭責任をもつ女子の雇用の1節にパートタイム雇用の問題がとりあげられている。

- 「変化する社会における婦人労働者」(抄訳)労働大臣官房国際労働課

上記「Women Workers in a Changing World」の抄訳である。

○「Britain's Married Women Workers」 Viola Klein

イギリスの既婚女子労働者の雇用状況に関する2回にわたる（1957年秋と1960年の春）実態調査の結果報告である。

○「既婚女子の雇用状況」海外労働経済月報第16巻第10号（1966年）

上記「Britain's Married Women Workers」の紹介である。

